

通称記載における確認書類の例

・健康保険証・年金手帳・社員証（在職中のものに限る）・在職証明書・源泉徴収票・給与明細書・公共料金（電気、ガス、水道、電話）の紙媒体の領収書（直近3ヶ月～6ヶ月以内）・携帯電話料金の紙媒体の領収書（直近3ヶ月～6ヶ月以内）・アパートの契約書（居住中のものに限る）・学生証（在学中のものに限る）・在学証明書・成績証明書・通知表・卒業証書・学校から発行された文書・公の機関が発行した資格取得証明書など

【注意】

- ・原本を持参してください。
- ・いずれも有効期限内であり、発行者の違う2点以上の確認書類が必要です。
- ・確認書類の名称が異なっていて発行者が同じもの（例：社員証と在職証明書など）を複数書類として扱うことはできません。
この場合、2点以上の提示があっても1点確認とみなします。
- ・印鑑登録・登記を理由とした通称名登録はできません。

【組み合わせの例】

- ・健康保険証（〇〇組合）と在職証明書（〇〇会社）の組み合わせOK
- ・健康保険証（〇〇会社）と在職証明書（〇〇会社）の組み合わせNG
- ・健康保険証と在学証明書の組み合わせOK
- ・社員証と給与明細書の組み合わせNG など

通称記載における確認書類として使用できないものの例

・通帳・キャッシュカード・ポイントカード・名刺・会員証・病院の診察券
・手書きの書類・個人からの郵便物・メールなどによる電子媒体の領収書など
本人の意思により容易に作成可能なものは使用できません。